

東京都港区港南一丁目7番1号 ソニーグループ株式会社 代表執行役 兼CEO 吉田 憲一郎

東京都港区港南二丁目 11 番 1 号 ソニーサーモテクノロジー株式会社 代表取締役 伊藤 健



吸収分割に関する事後開示事項

(会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に定める書面)

ソニーグループ株式会社(以下「ソニー」といいます。)及びソニーサーモテクノロジー株式会社(以下「STTI」といいます。)は、令和6年1月25日付で締結した吸収分割契約書(以下「本吸収分割契約書」といいます。)に基づき、令和6年4月1日を効力発生日として、ソニーがそのウェアラブルサーモデバイス「REON」(以下「本事業」といいます。)に関して有する権利義務をSTTIに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に規定する 事項は以下のとおりです。

記

- 1. 本吸収分割が効力を生じた日 (会社法施行規則第 189 条第 1 号) 令和 6 年 4 月 1 日
- 2. 吸収分割会社 (ソニー) における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過 (会社法施行規則第 189 条第 2 号)
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合(簡易吸収分割)であるため、会社法第784条の2但書の規定により、該当事項はございません。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過 本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合(簡易吸収分割)であるため、 会社法第785条第1項第2号及び同条第3項但書の規定により、該当事項はござい ません。



- (3) 会社法第787条の規定による手続の経過 ソニーは、新株予約権を発行しておりますが、会社法第787条第1項第2号及び第3項第2号に定める新株予約権は存在しないため、該当事項はございません。
- (4) 会社法第789条の規定による手続の経過ソニーは、会社法第789条第2項および第3項の規定に基づき、令和6年2月5日付で債権者に対し、本吸収分割をする旨、STTIの商号及び住所、ソニー及びSTTIの計算書類に関する事項並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を官報及び電子公告により公告致しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。
- 3. 吸収分割承継会社 (STTI) における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号)
 - (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過 同条に基づく請求を行った株主はありませんでした。
 - (2) 会社法第797条の規定による手続の経過会社法第797条の規定に従い、所定の期間内に反対株主の株式買取請求権を行使した株主はありませんでした。なお、ソニーはSTTIの特別支配会社であるため、STTIは会社法第797条第3項の規定に基づく株主への通知を行っておりません。
 - (3) 会社法第799条の規定による手続の経過 STTI は、会社法第799条第2項の規定に基づき、令和6年2月5日付で債権者に対し、本吸収分割をする旨、ソニーの商号及び住所、ソニー及びSTTIの計算書類に関する事項並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を官報により公告致しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。
- 4. 本吸収分割により STTI がソニーから承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第189条第4号) STTI は、令和6年4月1日をもって、ソニーより、ソニーが本事業に関して有する権利義務を本吸収分割契約書に基づき承継致しました。
- 5. 変更登記日(会社法施行規則第189条第5号)令和6年4月14日までに会社法第923条の変更の登記を申請する予定です。
- 6. 吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 189 条第 6 号)
 - (1) STTI が本吸収分割に際してソニーに対して交付した対価 STTI は、本吸収分割に際して、本吸収分割契約書に定めるところにより、ソニー に対して STTI の普通株式 8,850 株を交付致しました。

(2) 株主総会

STTI は、本吸収分割契約書について、令和6年3月8日付で、会社法第319条第1項の規定に基づき、株主全員の同意の意思表示を得て、本吸収分割を行いました。

(3) 労働者保護手続の経過

ソニーは、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(以下「労働契約承継法」といいます。)第7条に基づき、各事業場において同社労働者の過半数を代表する者と協議を行い、商法等の一部を改正する法律(平成12年法律第90号)附則第5条に基づき、本事業に従事する労働者と協議を行いました。また、労働契約承継法第2条に基づき、労働者及び労働組合に対して本吸収分割に関する通知を行いましたが、異議申出期限日までに異議を申し出た労働者はありませんでした。

以上



